

地球温暖化対策調査 特別委員会資料

(平成22年3月16日)

〔件名〕

1 地球温暖化防止活動推進センター指定と人材育成について 1
2 鳥取県地球温暖化対策条例の平成22年4月全面施行に当たって 5
3 県内の市町村の温暖化防止に向けての取組状況 31

生活環境部

地球温暖化防止活動推進センター指定と人材育成について

平成22年3月16日
環境立県推進課

1 地球温暖化防止活動推進センター指定

(1) 経緯

- ① 都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という。）は、地球温暖化対策の普及啓発、人材育成等を行うことを目的に、各都道府県知事によって一を限って指定することができる拠点機関である。
- ② センターは「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）に規定されており、指定を受ける団体は一般社団法人、一般財団法人又はNPO法人のいずれかである必要がある。
- ③ 本県では、県下全域においてセンターに課せられた業務を引き受けることができる法人がないこと、多くの都道府県センターが財源的・人的課題を抱えているという実態があることなどから、センターの指定について方向性が見いだせない状況にあった。
- ④ 平成19年度決算審査特別委員会において、センター未設置の点も踏まえ地球温暖化防止活動における人材育成の仕組みについて検討すべきとの指摘を受け、平成21年度に検討会を設置し、検討を行ってきたところ。

(2) センター設立調査検討会

① 検討会メンバー

所 属	氏 名	備 考
鳥取環境大学（教員）	藤沼 康実	環境マネジメント学科教授（環境植物学）
鳥取環境大学（学生）	長 肇	鳥取環境大学 地球温暖化を考える会
NPO法人賀露おやじの会	石黒 仁史	環境省委託事業受託団体
NPOエコママとっとり	山本ルリコ	とっとり環境教育・学習アドバイザー
	岸本 康子	とっとり環境教育・学習アドバイザー
とっとり環境教育・学習アドバイザー	衣川 益弘	鳥取環境大学環境政策学科教授
	福田 忠明	
とっとり環境ネットワーク	八木 俊彦	国連環境NGO
	松本 洋光	フリージャーナリスト

② 検討会の概要

ア 経過

- ・ 第1回検討会（平成21年7月1日）
- ・ 他府県センター等の視察調査（平成21年8月18日～19日 京都・徳島）
- ・ 第2回検討会（平成21年9月7日）
- ・ 第3回検討会（平成21年10月26日）

イ 検討会における主な意見

- センターの必要性
 - ・ 地球温暖化防止活動に係る一層の普及啓発・人材育成の面からもセンターの必要性についての認識は一致。
- センター指定の法人について
 - ・ NPO法人の運営には鳥取環境大学に何らかの形で関わってもらいたい。
- 人材・財政面について
 - ・ センターを運営していくには核となる人材を確保する必要がある。

- ・ センターの運営上、財政面での行政の協力・理解が不可欠。ある程度の財源が確保されなければセンターの運営は難しい。
- センターの事業について
 - ・ 法に規定された事業だけでなく、鳥取県の特色を活かした事業も必要。
 - ・ 二酸化炭素削減だけを強調するのではなく、その削減が子供たちの生活に好い影響を与えることになるのだという意識を地域・家庭で持たせる活動も必要。
- 地球温暖化防止活動推進員について
 - ・ 温暖化防止活動に向けての人材育成が急がれる。

(3) センター指定に向けた動き

- ① 平成21年10月26日に開催した第3回の検討会において、検討会メンバーから、検討会メンバーを中心に本県におけるセンターの指定を受けることを前提とした新たなNPO法人の設立に向かいたいとの提案がなされ、全員一致で承認された。
- ② 平成21年12月6日、鳥取環境大学にてNPO法人設立発起人総会が開催された。
- ③ 当初、総会後速やかにNPO法人設立申請を行う予定とされていたが、センターの運営や事業の財源に見込んでいた国のセンター関連予算が行政刷新会議「事業仕分け」の対象とされ、廃止との評価を受けたため、予算の状況が明らかになるまで保留とされた。
- ⑤ 事業仕分けでは、従来の国の事業委託の手法などに問題があるとして廃止とされたが、二酸化炭素排出削減に向けた国民的取組や地域のNPOへの支援の必要性は認識。国は活動基盤の脆弱なNPO等団体への重点化、推進員を活用した地域での具体的な二酸化炭素削減に向けた事業など内容を見直し、センター関連事業を予算化したところ。
- ⑥ 国、県の予算の状況を踏まえ、平成22年3月2日、県担当部局にNPO法人認証申請が行われた。

(4) 認証申請を行っているNPO法人の概要

名称	特定非営利活動法人ECOフューチャーとつとり
代表者	岡崎 誠 氏（鳥取環境大学副学長）
定款に記載された目的	鳥取県における低炭素社会の実現に向けて、様々な活動主体と連携・協働して取組を推進することにより、地球温暖化防止に係る活動主体の自主的展開の促進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動として実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓發・広報活動 ・ 地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策の推進を図る民間団体等の活動の支援及び活動への参画 ・ 地球温暖化対策についての相談・助言活動 ・ 地球温暖化対策についての調査・研究活動 ・ 調査研究の結果や収集した情報の提供活動

(5) 今後の予定

- ① NPO法人設立認可後（平成22年5月中旬）、法の規定に基づく法人からのセンター指定申請を受け、県は、同じく法の規定等に基づき指定の適否について審査を行い決定する。
- ② 指定後、予算に基づきセンターに委託し次の事業を実施
 - ・ 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員の育成
 - ・ 地域での地球温暖化防止につながる学習の場の提供やコンテストの実施等の普及啓発

2 地球温暖化防止活動推進のための人材育成について

- ① 1で指定するセンターを中心に、鳥取環境大学等高等教育機関や他府県のセンターとも連携し、地球温暖化防止活動を推進する人材の育成に取り組む。
- ② センターによる研修を終了した者を地域における温暖化防止活動をリードする人材として法に基づく地球温暖化防止活動推進員に委嘱。
- ③ 下記のような地球温暖化防止活動人材育成事業をセンターに委託する予定。

地球温暖化防止活動人材育成事業 研修（例）

■ 目的

温暖化防止活動についての知識とファシリテーション技術を持つ人材（地球温暖化防止活動推進員）を育成する。

■ 求める能力

- ・職場や地域で、温暖化問題について簡単な講義・説明ができる能力
- ・家庭や地域で、いつでもどこでも温暖化防止活動の相談に対応できる能力
- ・行政の温暖化施策に意見を表明できる能力

■ 研修内容

ステップ1 温暖化問題、推進員の役割、先進事例の学習等、基礎的知識の習得（基礎知識講座）

- ・地球温暖化問題の現状と対策の必要性
- ・温室効果ガス排出量抑制の具体的な措置

ステップ2 家庭や地域でできる温暖化防止活動メニュー等、実践を想定した企画作り（活動プラン作成講座）

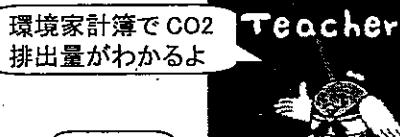
- ・身近でできる活動プランを立案
- ・活動プランの中間発表と問題点の解決
- ・活動プランの最終発表とプランの実現化

ステップ3 ファシリテーション技術・能力等、実践において必要な養成

- ・グループの意思疎通、合意形成を作り上げる能力を実戦形式で習得

推進員として 実践の場での活躍！

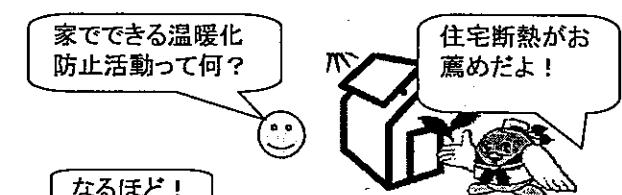
（活躍シーン）地域や学校等で説明



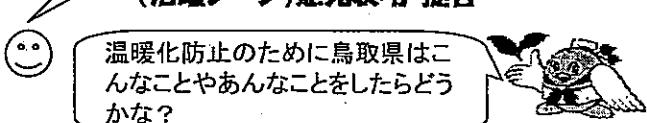
（活躍シーン）地域のファシリテーション役

地域のみんなで話し合って、商店街でマイバッグ持参キャンペーンをすることにしたよ！

（活躍シーン）いつ・どこでも相談



（活躍シーン）意見表明・提言



地域地球温暖化防止活動推進センター及び温暖化防止活動推進員の根拠規定

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第二十四条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれを限つて、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
 - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
 - 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
 - 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
 - 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
 - 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
 - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地球温暖化防止活動推進員）

第二十三条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
 - 三 地球温暖化対策の推進を図るために活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

鳥取県地球温暖化対策条例の平成22年4月全面施行に当たって

平成22年3月16日
環境立県推進課
住宅政策課

1 これまでの取組

(1) 特定事業者等を対象とした説明会の実施

① 平成21年7月開催分

- ・7月13日 中部：倉吉体育文化会館中研修室 参加者：36名
- ・7月15日 東部：とりぎん文化会館小ホール 参加者：71名
- ・7月17日 西部：西部総合事務所講堂 参加者：56名

② 平成22年2月開催分（改正省エネ法の説明会と併せて実施）

- ・2月2日 倉吉体育文化会館中研修室 参加者：99名

③ 現行の省エネ法によるエネルギー指定管理工場（54社）の参加状況

- ・①、②の説明会で54社中46社参加（参加率 85%）
- ・54社には個別に説明会開催案内を行うと共に、県のホームページに関連資料を掲載している旨、周知。

④ 説明での主な質疑・回答の概要

質疑等	回答
取組計画での二酸化炭素の削減目標に目安があるか。	削減率は事業活動の状況に応じ、各事業者で設定していただきたい。
目標を達成できなかった場合の罰則があるか。	ない。ただし、取組が不十分と認められる場合には指導する場合がある。
基準年度は計画期間開始年度の前年度であるが、過去に省エネ機器導入等取組を進めてきた事業者は総量で削減目標を設定することが難しい場合がある。	目標は、総量での削減設定が困難な場合には、生産量当たり等原単位での削減目標の設定を検討していただきたい。また過去に実施された取組については、特記事項欄に記載していただければ、その内容も公表させていただく。

* 説明会での質疑等への回答については、県ホームページに掲載

(2) 特定建築主等を対象とした説明会の実施

①建築関係者等に対する条例説明会の実施（平成21年7・10月）

- ・7月15日 社団法人 鳥取県建築士会役員会：

とりぎん文化会館第3会議室 参加者：25名

- ・10月22日 東部：本庁講堂 参加者：27名

- ・10月27日 西部：西部総合事務所講堂 参加者：40名

②建築関係者向け建築環境総合性能評価システム(CASBEE)講習会実施

- ・戸建住宅： 9月8日 倉吉未来中心セミナールーム3 参加者：96名

- ・大型建築物：11月12日 倉吉未来中心セミナールーム3 参加者：80名

③県民等に対する建築環境総合性能評価システム（C A S B E E）の周知

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会主催「木の住まいフェア」において

C A S B E E概要等のパネル展示

9月26日、27日 東部：鳥取産業体育馆

9月26日 西部：米子文化ホール

10月17日 中部：倉吉市赤瓦周辺

(3) 県政だより3月号に県条例が平成22年4月から全面施行になることについて
記事記載（平成22年3月）

2 平成22年4月施行部分について

(1) 特定事業者への二酸化炭素排出量の削減目標及び目標達成のための取組を内容とする取組計画の作成と提出の義務付け（別添資料1参照）

(2) 特定建築主への二酸化炭素排出抑制のための取組を内容とする環境配慮計画の作成と提出の義務付け（別添資料2参照）

別添資料 1

平成22年2月2日「鳥取県地球温暖化対策
条例及び改正省エネ法説明」での資料

**鳥取県地球温暖化対策条例
「取組計画」作成の手引き**

平成 22 年 2 月 鳥取県

目次

1 鳥取県地球温暖化対策条例の概要	P. 3
2 取組計画作成・提出等の目的	P. 4
3 取組計画におけるエネルギーとは？	P. 4
4 取組計画作成・提出等の流れ	P. 5
5 取組計画作成・提出等の対象者（特定事業者とは？）	P. 6
6 原油換算エネルギー使用量の算出方法	P. 8
7 条例と法律（改正省エネ法、地球温暖化対策の推進に関する法律）の比較	P. 9
8 計画書等の記載例・提出する書面及び提出先	P. 10
様式第1号（計画書）の記入例	P. 11



1 鳥取県地球温暖化対策条例の概要

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、本県においてもこの課題に積極的に取り組むことが必要です。そこで、本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「鳥取県地球温暖化対策条例」(以下「条例」という。)を平成21年3月27日に制定しました。

条例は大きく3つに分かれており、平成21年6月1日に一部施行、平成22年4月1日に全面施行となります。次ページ以降で説明する取組計画の作成・提出等は、平成22年4月1日施行です。

平成21年6月1日施行部分

県の温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

- 鳥取県に県内の温室効果ガス排出量の削減・吸収目標量等を含む「対策計画」の策定を義務付け。県は計画実施状況を毎年公表。

低炭素社会づくりに向けた規範等を明示

- 廃棄物の削減(再使用、再生利用の促進)
- 太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーの積極的利用
- 森林の保全、県産材の利用促進
- 環境物品等の利用促進
- 自動車の使用に代えた公共交通機関の利用促進
- 自動車等アイドリングストップの推進
- 自動車販売時の自動車の環境性能の説明義務
- 省エネ性能の高い電気機器等の利用促進
- 電気機器販売時の電気機器等の省エネ性能表示、説明義務

平成22年4月1日施行部分

特定事業者・特定建築主の温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

- 特定事業者(県内の工場等における原油換算エネルギー使用量が1,500㎘以上の事業者等)に温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画」(3年分)の作成・提出、計画達成状況の毎年の報告を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を原則毎年公表。
- 特定建築主(2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築を行う者)に建築物の温室効果ガスの排出抑制等に関する「環境配慮計画」の作成・提出、工事の完了時の計画の達成状況報告を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を公表。
- 計画を提出した事業者又は建築主の取組が十分でないと認めるときは、県が必要な指導を実施。
- 計画を提出しないとき、指導に従わないときは、勧告・公表。



2 取組計画作成・提出等の目的

取組計画の作成・提出等は、県内の事業者が作成する温室効果ガス排出量の目標・目標達成のための計画を県民で共有することによって、事業者の温室効果ガス削減の取組意識の向上や温暖化防止取組の促進を目的として特定事業者に義務付けするものです。

なお、特定事業者とはならない事業者が自主的に取組計画を作成・提出されても構いません（公表の対象となります）。

【対象者】鳥取県内の工場等において多量に温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）
(特定事業者の定義については、P.6をご覧ください。)

【内容】

- (1) 取組計画（3年分）の作成・提出の義務付け
- (2) 計画達成状況の毎年度の報告を義務付け
- (3) 提出された計画及び報告の概要を県がホームページ等で公表
- (4) 計画を提出した事業者の取組が十分でないと認めるときには県が必要な指導を実施
- (5) 計画を提出しないとき又は指導に従わないときは県が勧告・公表

取組計画におけるエネルギーや特定事業者の考え方は、平成20年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「改正省エネ法」という。）に基づいています。

3 取組計画におけるエネルギーとは？

取組計画で報告対象となるエネルギーは、改正省エネ法に定める燃料、熱、電気をいいます。

燃料	(対象) <ul style="list-style-type: none">・ 原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）・ 可燃性天然ガス・ 石炭及びコークス、その他石炭製品（コールタール、ユーグス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス）であり、燃焼その他の用途（燃料電池による発電）に供するもの	
熱	(対象) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等）	(対象外) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を熱源としない熱であることが特定できる熱（太陽熱、地熱等）
電気	(対象) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を起源とする電気	(対象外) <ul style="list-style-type: none">・ 「燃料」に示す燃料を起源としない電気であることが特定できる電気（太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等）

（出典：『改正省エネ法の概要 2010』（資源エネルギー庁））

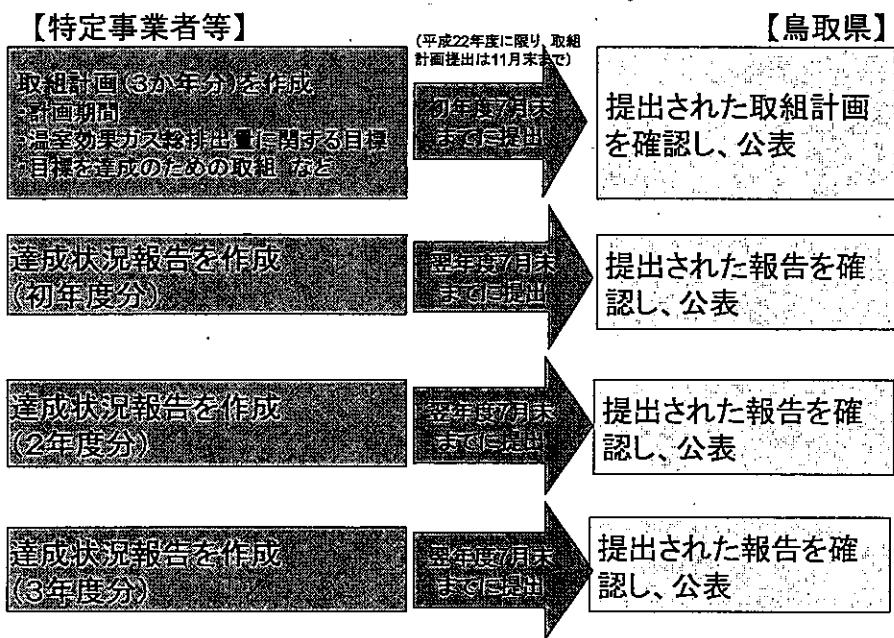


4 取組計画作成・提出等の流れ

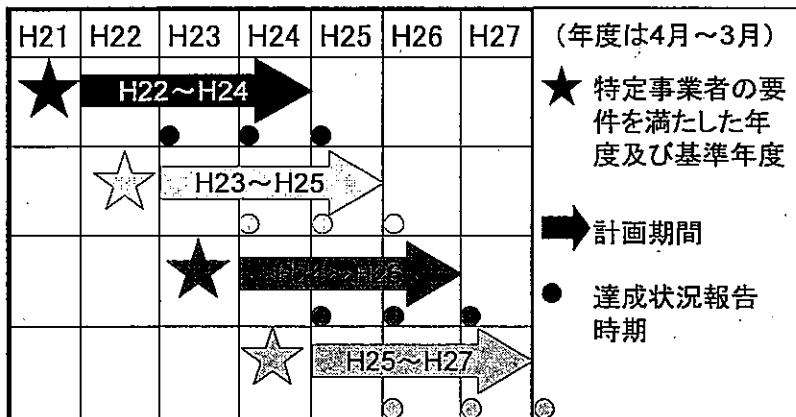
取組計画作成・提出等の流れは、下記のとおりです。

取組計画は、3年分を初年度7月末まで（平成22年度に限り11月末まで）に作成・提出してください。達成状況報告は、年度ごとに翌年度7月末までに作成・提出してください。

なお、改正省エネ法と異なり、事業者から県へエネルギー使用状況の届出は必要ありませんし、県から特定事業者の指定もありません。



計画期間と達成状況報告時期の関係は下記のとおりです（平成28年度以降は略）。



下記の変更があった際には、変更計画の提出をお願いします。変更時の提出書類は、取組計画作成時と同じです。

- (1) 工場等の新たな設置や廃止があった場合
- (2) 温室効果ガス総排出量に関する目標を変更する場合



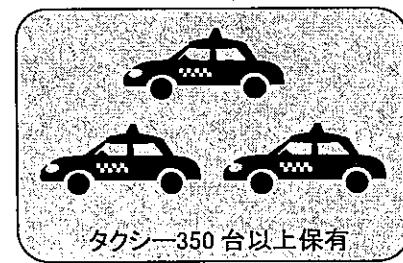
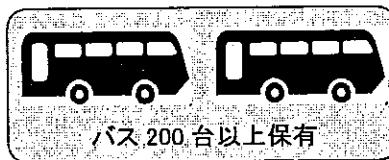
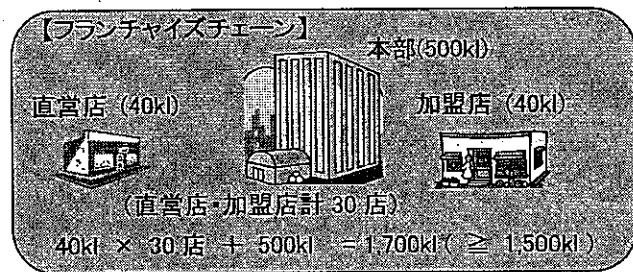
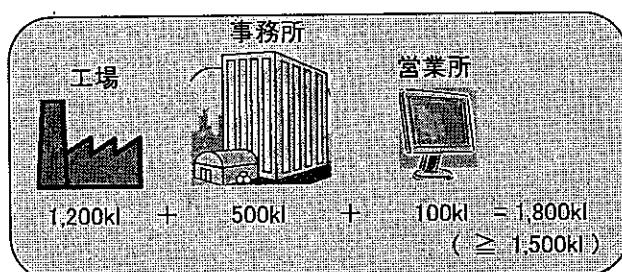
5 取組計画作成・提出等の対象者(特定事業者とは?)

取組計画作成・提出の対象者は次の表のとおりです。

特定事業者	計画作成・提出等を義務付けています。
特定事業者以外の事業者	計画作成・提出等を義務付けていません。 自主的に計画作成・提出される場合は、公表対象となります。

条例での特定事業者の定義は下記のとおりです。取扱は改正省エネ法と同様ですが、鳥取県内に有する工場等、鳥取県内で保有する自動車が対象範囲となります。

- (1) 鳥取県内に有するすべての工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が、前年度1,500kL以上 の事業者（改正省エネ法に規定されるフランチャイズチェーンも含む。）
- (2) 鳥取県内での前年度末時点での自動車等保有台数が次のいずれかに該当する自動車運送事業者
 - ・貨物自動車運送事業法に基づくトラックを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくバスを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくタクシーを350台以上保有



【年間のエネルギー使用量が1,500kL以上となる事業者の目安】

小売店舗	延べ床面積 約3万m ² 程度
オフィス・事務所	電力使用量 約600万kWh/年程度
ホテル	客室数 300~400室 程度
病院	病床数 500~600床 程度

コンビニエンスストア	30~40店舗 程度
ファーストフード店	25店舗 程度
ファミリーレストラン	15店舗 程度
フィットネスクラブ	8店舗 程度

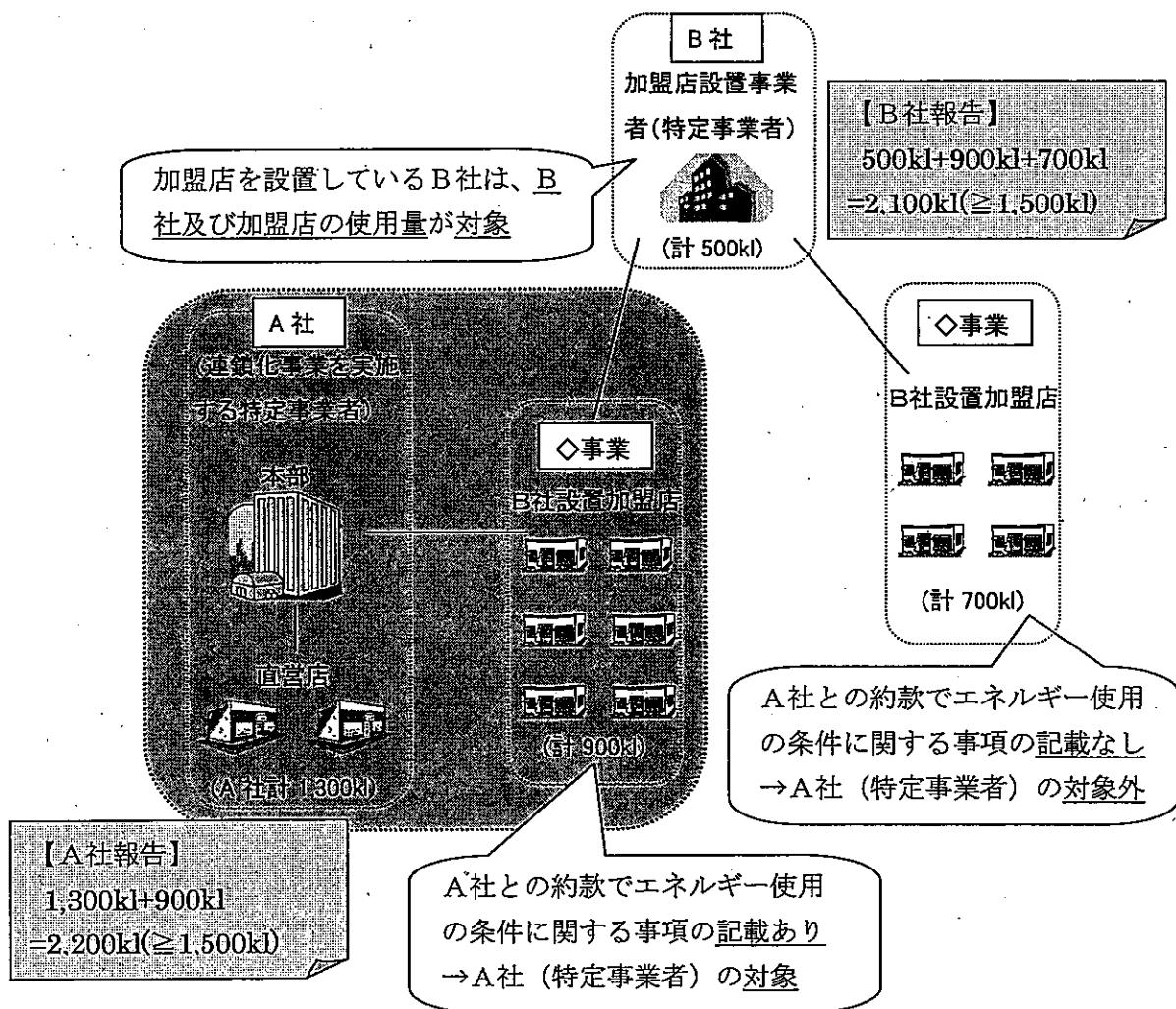
(注) 事業所の立地条件（所在地等）や施設の構成（シティホテルとビジネスホテル、総合病院と療養型病院）等によって異なるため、一般的な目安として例示しています。

(出典：『改正省エネ法の概要 2010』(資源エネルギー庁))



【フランチャイズチェーン事業について】

フランチャイズチェーンの加盟店については、本部と加盟店との約款等にエネルギー使用の条件に関する事項（エネルギー使用状況報告等）が記載されている加盟店が対象となります。



エネルギー使用の条件に関する事項は下記の（1）及び（2）です。

- (1) 本部が加盟店に対し、エネルギーの使用の状況を報告させることができること。
- (2) 加盟店の設備に関し、次のア～エのいずれかを指定していること。

- ア 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- イ 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- ウ 照明器具の機種、性能又は使用方法
- エ 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

(出典：『改正省エネ法の概要 2010』(資源エネルギー庁))



6 原油換算エネルギー使用量の算出方法

原油換算エネルギー使用量の算出方法は、改正省エネ法に同じです。条例では、鳥取県内の工場等が対象となります。

- (1) 鳥取県内に有するすべての工場・事務所等で使用した燃料、熱、電気ごとの年間使用量を集計（電気・ガスは、毎月の検針票に示される使用量）。
- (2) (1)で集計した使用量に、燃料、熱、電気ごとの換算係数を乗じ、熱量 (GJ) を算出。
- (3) 燃料、熱、電気ごとの熱量 (GJ) を合計し、合計使用熱量 (GJ) を算出。
- (4) (3)の合計使用熱量 (GJ) に 0.0258 (k1/GJ) を乗じ、原油換算エネルギー使用量 (k1) を算出。

(財)省エネルギーセンター 中国経済産業局ホームページからダウンロードできます		エネルギー使用量の簡易計算表 白地のセルに入力してください。			
エネルギーの種類	単位	使用量		換算係数	
		数値	熱量 (GJ)	係数	単位
原油	㎘			138.2	GJ/㎘
頂油のうちコンデンゼート(NGL)	㎘			35.3	GJ/㎘
揮発油(ガソリン)	㎘			34.6	GJ/㎘
ブリガード	㎘			33.6	GJ/㎘
灯油	㎘			36.7	GJ/㎘
軽油	㎘			37.0	GJ/㎘
A重油	㎘			39.1	GJ/㎘
B/C重油	㎘			41.9	GJ/㎘
石油アバランチ	㎘			30.9	GJ/㎘
石油コーカス	㎘			29.9	GJ/㎘
石油ガス				50.9	GJ/㎘
液化石油ガス(LPG)	㎘			24.9	GJ/㎘
石油系脱水素ガス	㎘			24.9	GJ/㎘
可燃性天然ガス				54.6	GJ/m³
天然ガス				43.5	GJ/m³
その他可燃性天然ガス				29.0	GJ/㎘
石炭				25.7	GJ/t
一般炭				25.9	GJ/t
無煙炭				25.9	GJ/t
石炭コーカス				29.4	GJ/t
コークス				37.2	GJ/t
コークス炉ガス				23.1	GJ/m³
高炉ガス				35.4	GJ/m³
転炉ガス				34.4	GJ/m³
その他	都市ガス 13A	㎘		16.0	GJ/㎘
	*				GJ/*
	**				GJ/**
	商業用蒸気	㎘		1.02	
	産業用以外の蒸気	㎘		1.36	
	温水	㎘		1.36	
	冷水	㎘		1.36	
小計①					
電気	一般電気事業者	日間賃電 千kWh		9.87	GJ/千kWh
	夜間賃電	千kWh		9.28	GJ/千kWh
その他	上記以外の賃電	千kWh		9.76	GJ/千kWh
	自家発電	千kWh ()			GJ/千kWh
小計②		千kWh			
合計 GJ (③=①+②)					
原油換算 k1			0.0258		k1/GJ
特定事業者(特定運送化事業者)		1,500㎘以上			
指定なし		1,500㎘未満			
届出様式			—		

届出様式については省エネ法の内容です。県条例には関係ありません。

中国経済産業局、
(財)省エネルギーセンター等のホームページに掲載されているエクセルファイルを御利用ください
(内容は同じです)。
条例のホームページからもリンクしています。

<http://www.chugo.meti.go.jp/topics/energy/kanikeisan.xls>

<http://www.eccj.or.jp/law06/xls/0300.xls>



7 条例と法律の比較

条例、改正省エネ法及び平成20年度に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」を比較すると次の表のとおりです。

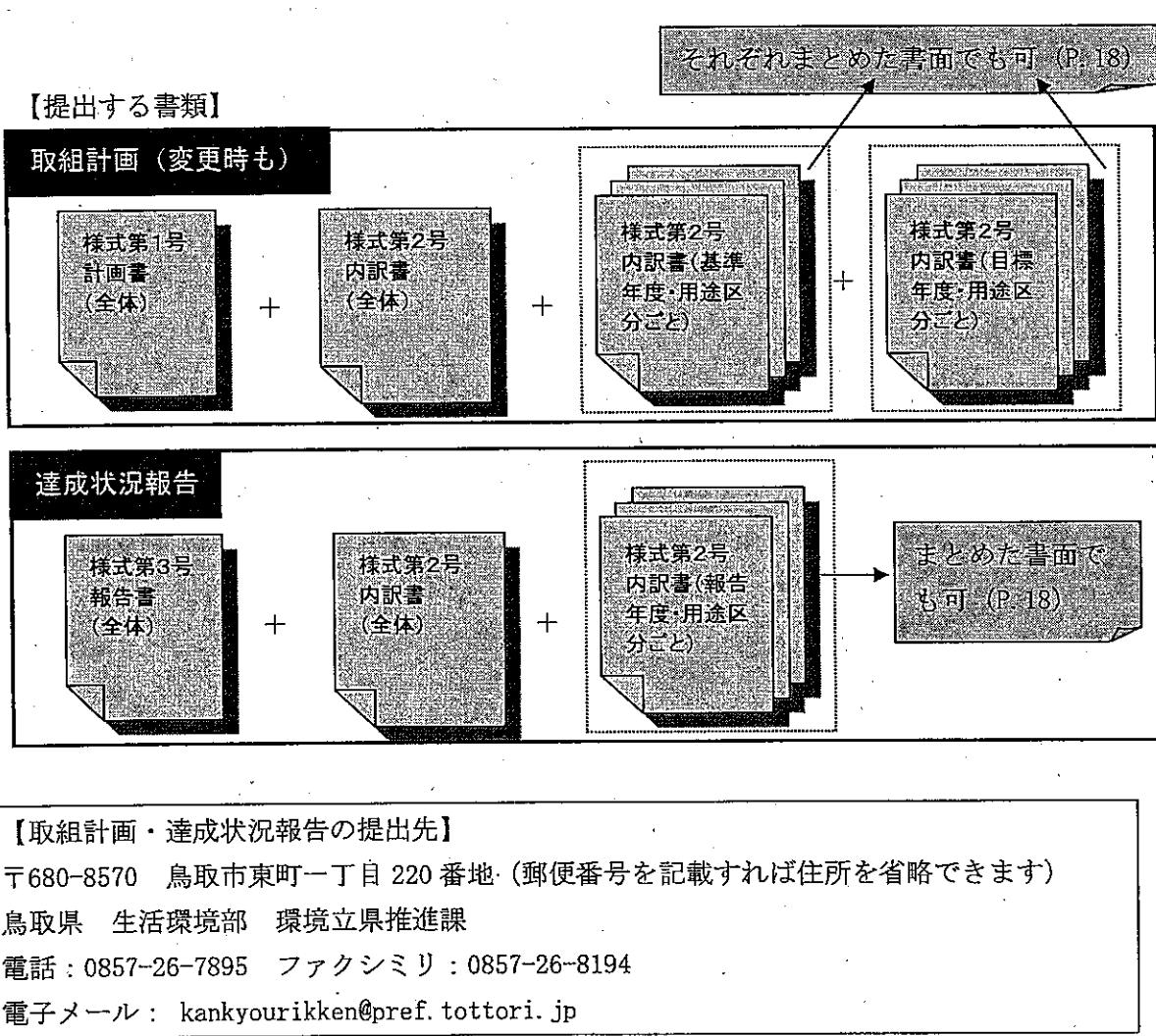
	鳥取県地球温暖化対策条例	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (改正省エネ法)	地球温暖化対策の推進に関する法律
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県内の工場等の原油換算エネルギー使用量が、前年度1,500k1以上(フランチャイズチェーン含む) 前年度末時点でトラック若しくはバスを200台以上、又はタクシーを350台以上保有 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の工場等の原油換算エネルギー使用量が、前年度1,500k1以上(フランチャイズチェーン含む)(工場・事業場) ※輸送事業者他の要件は略しています 	<ul style="list-style-type: none"> 改正省エネ法の報告対象者 算定対象の事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに<u>全て</u>の事業所の排出量合計がCO2換算で3,000トン以上かつ、事業者全体で常時使用する従業員が21人以上の事業者他
エネルギー使用状況の届出および特定事業者等の指定	—(規定なし)	○(規定あり)	—(規定なし)
エネルギー管理者等の選任及び届出	—(規定なし)	○(規定あり)	—(規定なし)
対象となる温室効果ガス	エネルギー起源のCO2	エネルギー起源のCO2	CO2を含む6種類の温室効果ガス
努力目標	—(規定なし)	○(事業者ごとに原単位年平均1%以上の低減、業種ごとのベンチマーク)	—(規定なし)
計画書の作成・提出	○(取組計画書)	○(中長期計画書)	—(規定なし)
報告書の作成・提出	○(達成状況報告書)	○(定期報告書)	○(温室効果ガス算定期排量の報告書)
計画書・報告書公表	○(規定あり)	—(規定なし)	○(規定あり)



8 計画書等の記載例

次ページに様式第1号（事業者取組計画書）の記載例を示しています（様式第2号、第3号については省略）。

- 改正省エネ法の努力目標（事業者ごとに原単位年平均1%以上の低減）や東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の総量削減義務（事業所ごとに5年間で6~8%の温室効果ガス排出量削減）のような数値の設定は、この条例においては行っていません。ただし、計画書や報告書に記載された取組が十分でないと認める場合には必要な措置を講ずるよう県が指導する場合があります。
- 記載例の削減目標は、簡単な数字（5%）で「温室効果ガスの排出量等」（総排出量）も「原単位当たりの温室効果ガスの排出量等」も減少していますが、例ですのでこの数字にこだわるものではありません。各社の活動状況等に応じた目標を設定してください。
- 計画書、報告書等の提出先は下記のとおりです。提出部数は1部（正本）です。郵送又は直接持参をお願いします。



様式第1号（第5条、第7条関係）

(原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の方の記入例)

事業者取組計画書

提出年月日を御記入
ください

公表対象です

平成22年7月1日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県知事あてにお願
いします

届出者

住所

本社の住所・氏名を記入してくだ
さい

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

代表者職印を押
してください特定事業者の新規作成は第8条第1項、変
更は第8条第4項、
特定事業者以外の事業者の新規作成は第
9条第1項、変更第9条第3項です

氏名

鳥取県株式会社

代表取締役 鳥取 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県
株式会社
代表取締役鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次
のとおり提出します。該当の条・項以外は消してください（説明の
ため取消線で消しています）規則第4条第1号は原油換算
1,500kL以上の事業者、同条
第2号はフランチャイズ加盟店
を合わせて1,500kL以上となる
事業者、同条第3号はト
ラック、バス、タクシーの台
数が一定以上の事業者です

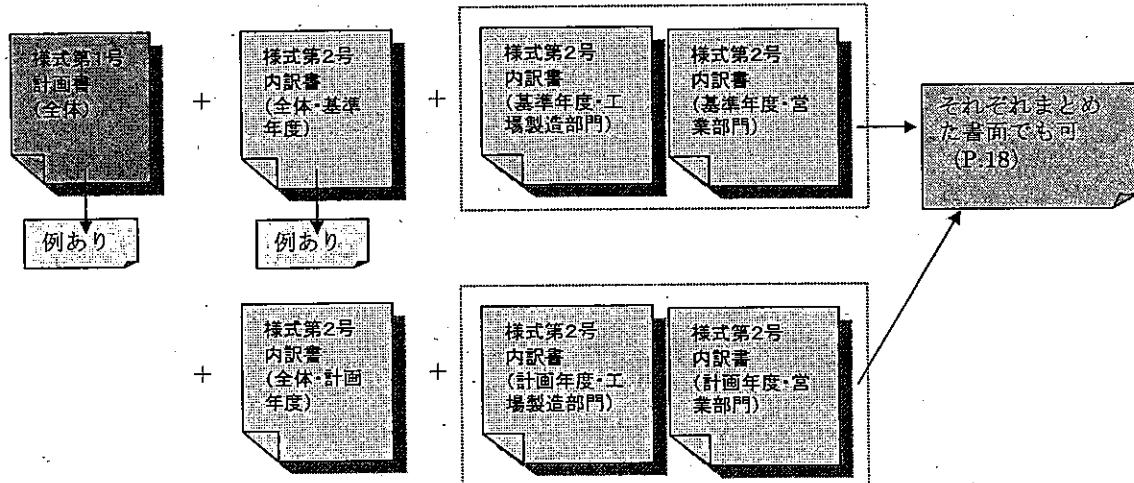
住所（主たる事 業所の所在地）	鳥取県鳥取市東町一丁目220番地				
氏名（名称及び 代表者の氏名）	鳥取県株式会社 代表取締役 鳥取 太郎				
主たる業種	19.ゴム製品製造業				
該当する 事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の事業者				
計画期間	平成22年4月～平成25年3月				
温室効果ガス の排出量等	基準年度は計画期間の初年 度の前年度です	基準年度（実績） (平成21)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度（計画） (平成24)年度 (二酸化炭素換算)		
原則として 総排出量と 原単位の両 方を記載し てください	排出量（1）	2,497.2 t	2,372.3 t △ 5.0 %		
	目標設定の考え方	当社の環境計画では、2000年～2020年で50%削減を目標としており、こ れをもとに数値を設定した。			
原単位当たり の温室効果ガ ス排出量等	用途区分	原単位の 指標	内訳書		
欄が不足す る場合、行 を追加して ください	工場製造部門 (鳥取工場)	二酸化炭素換算 生産額	基準年度（実績） 499.0 t-CO ₂ /億円	目標年度（計画） 474.1 t-CO ₂ /億円	増減率 △ 5.0 %
	営業部門（米 子営業所）	二酸化炭素換算 延床面積	0.02222 t-CO ₂ /m ²	0.02111 t-CO ₂ /m ²	△ 5.0 %
		二酸化炭素換算 排出量を分子、設定した指標（改正省エネ法 で使用した指標等）を分母として記入して下さい			%
	原単位の目標設定の考え方	生産額及び延床面積を原単位として、各5%の温室効果ガス排出量の削 減を目指す。			
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）			
	電力又は熱の売電 又は売熱	kWh	二酸化炭素換算の削減量	t	
	(熱供給量)	GJ		t	
	グリーン電力証書、グ リーン熱証書、J-VER、 国内クレジット			t	
	J-VER	-		10 t	
	国内クレジット			t	
	削減量等合計（2）			10 t	

寄与的取
組として
認められ
た取組は
削減量等
として自
標値から
差し引き
できます

差引排出量(1)-(2)	基準年度(実績)		目標年度(計画)	増減率(計画)		
		2,497.2 t	2,362.3 t	△ 5.4 %		
推進体制	各所属において環境推進員(各所属長)を置くとともに、当社環境計画の策定及び見直し、実施状況等の点検、評価を行う委員会を設置している。					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	内容			
	平成22~24	工場製造部門	5年計画で主要な動力設備を省エネ型に転換するとともに、工場内の照明をLEDに切り替え10%以上電力使用量を削減する。			
	平成22~24	営業部門	営業所内の照明の60%をLEDに切り替える。			
	平成23	営業部門	省エネ効率の高い電気機器を導入する。			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社内で「ノーレジ袋・マイバッグ推進」に取り組んでおり、全社員が社内の売店利用時にはマイバッグを使用している。 業務における温室効果ガス削減の取組以外の社会貢献活動の内容、又は計画を自由に御記入ください					
特記事項	全国省エネ大賞を受賞した。 その他アピール事項等があれば自由に御記入ください					

- 注1 該当する□には、印を記入してください。
 2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
 3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
 4 主たる業種には、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
 5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 6 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
 7 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用などを記入してください。

【この社が提出する書類】



別添資料

平成 21 年 10 月 22 日、27 日「建築関係者
等に対する条例説明会」での資料（抜粋）

CASBEE[®]とつとり

建築物環境配慮計画書作成マニュアル

鳥取県建築物環境配慮計画制度



目 次

1 目 的	P. 1
2 制度の概要	P. 1
3 制度の対象となる建築物	P. 2
4 計画書等の作成、手続き	P. 3
5 添付図書一覧	P. 4
6 手続きの流れ	P. 5
7 計画書等の公表	P. 5
8 指導	P. 6
9 勧告・公表	P. 6
10 計画書等の記載例	P. 7
11 届出様式、評価ソフト、評価マニュアル	P. 10

1 目的

鳥取県建築物環境配慮計画制度は、建築主、設計者が自ら建築物の環境性能を評価することで建築物の環境配慮に対する自主的な取り組みを推進し、環境品質の高い長寿命な建築物の普及と地球環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

2 制度の概要

鳥取県建築物環境配慮計画制度は、鳥取県地球温暖化対策条例（鳥取県条例第36号）第19条に基づき、一定規模以上の建築物の建築を行う建築主に建築物環境配慮計画書の作成、提出をしていただくものです。建築物環境配慮計画書の作成にあたっては、鳥取県建築物環境総合性能評価システム（「C A S B E E とつとり」）により、建築物の環境性能を評価していただきます。

また、提出していただいた建築物環境配慮計画書を公表することにより、建築物の環境配慮に関する情報を共有し、環境に配慮した建築物の普及を図るものです。

この制度は、平成22年4月1日から施行します。

(注)：「C A S B E E (キャスピー) とつとり」(詳細はP.10参照)とは、政府支援の元、産官学共同プロジェクトにより開発された「建築環境総合性能評価システム(C A S B E E)」に、鳥取県の地域特性、施策を踏まえ、県が独自に設定した重点項目の評価を追加したものです。

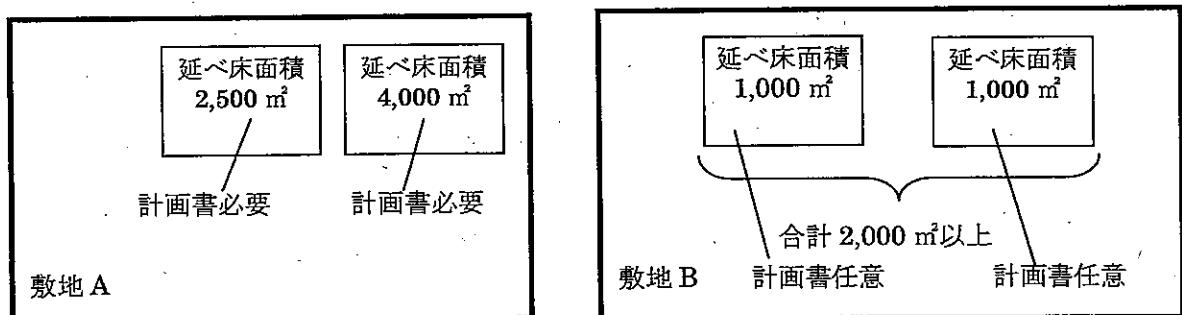
3 制度の対象となる建築物

次の建築物を建てようとする建築主は、建築物環境配慮計画書の提出が必要です。

- 新築の場合：延べ床面積が $2,000\text{ m}^2$ 以上のもの
- 増築又は改築の場合：増築又は改築する部分の床面積が $2,000\text{ m}^2$ 以上のもの

(ア) 同一敷地内に複数の建築物を新築する場合は、延べ床面積が $2,000\text{ m}^2$ 以上の棟が建築物環境配慮計画書の提出の対象となり、棟ごとに建築物環境配慮計画書の提出が必要です。

<同一敷地内に複数の建築物を建築する場合>

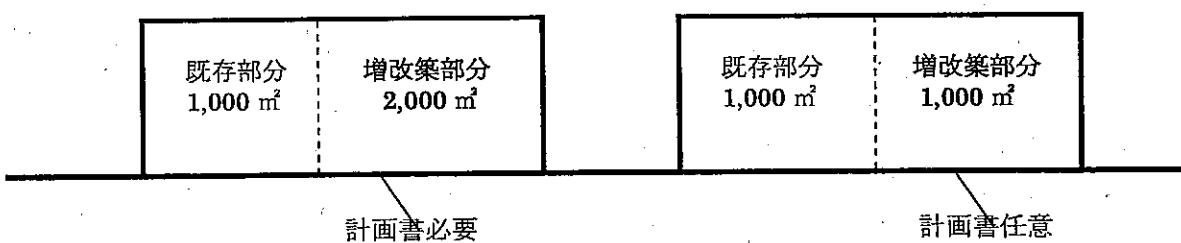


(イ) 増築、改築の場合は、増築または改築する部分の床面積が $2,000\text{ m}^2$ 以上となる場合は、建築物環境配慮計画書の提出が必要です。

<増築または改築の場合>

延べ面積： $3,000\text{ m}^2$

延べ面積： $2,000\text{ m}^2$



4 計画書等の作成、手続き

制度の届出対象建築物を建築しようとする建築主は、以下の届出時期までに、建築物環境配慮計画書、環境配慮変更届出書、建築物工事完了報告書と添付図書1部を、建設地を所管する窓口（所管窓口）に提出してください。

届出	届出時期	添付図書	備考
建築物環境配慮計画書 (様式第6号)	<u>工事着工予定日 の21日前まで</u>	添付図書一覧の 1から7に掲げ る図書	-
建築物環境配慮計画変更 届出書(様式第7号)	<u>変更工事に着手 しようとする前</u>	添付図書一覧の 1から7までの うち、変更に係る 図書	<届出が必要な変更> ・建築物の床面積が増加する場合 ・CASBEEとつどりによる評価結 果が、変更前と同等以上になら ない場合
建築物工事完了報告書 (様式第8号)	<u>工事完了後速や かに</u>	添付図書一覧の 1から8に掲げ る図書	-

〈所管窓口〉

建設地	提出窓口	住 所	電話番号
鳥取市	鳥取市都市整備部建築指導課	鳥取市尚徳町116	0857-20-3282
倉吉市	倉吉市建設部景観まちづくり課	倉吉市葵町722	0858-22-8175
米子市	米子市建設部建築指導課	米子市加茂町1丁目1	0859-23-5236
岩美郡・八頭郡	鳥取県東部総合事務所生活環境局 建築住宅課	鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3648
東伯郡	鳥取県中部総合事務所生活環境局 建築住宅課	倉吉市東巖城町2	0858-23-3235
境港市・西伯郡 日野郡	鳥取県西部総合事務所生活環境局 建築住宅課	米子市糸町1丁目160	0859-31-9753

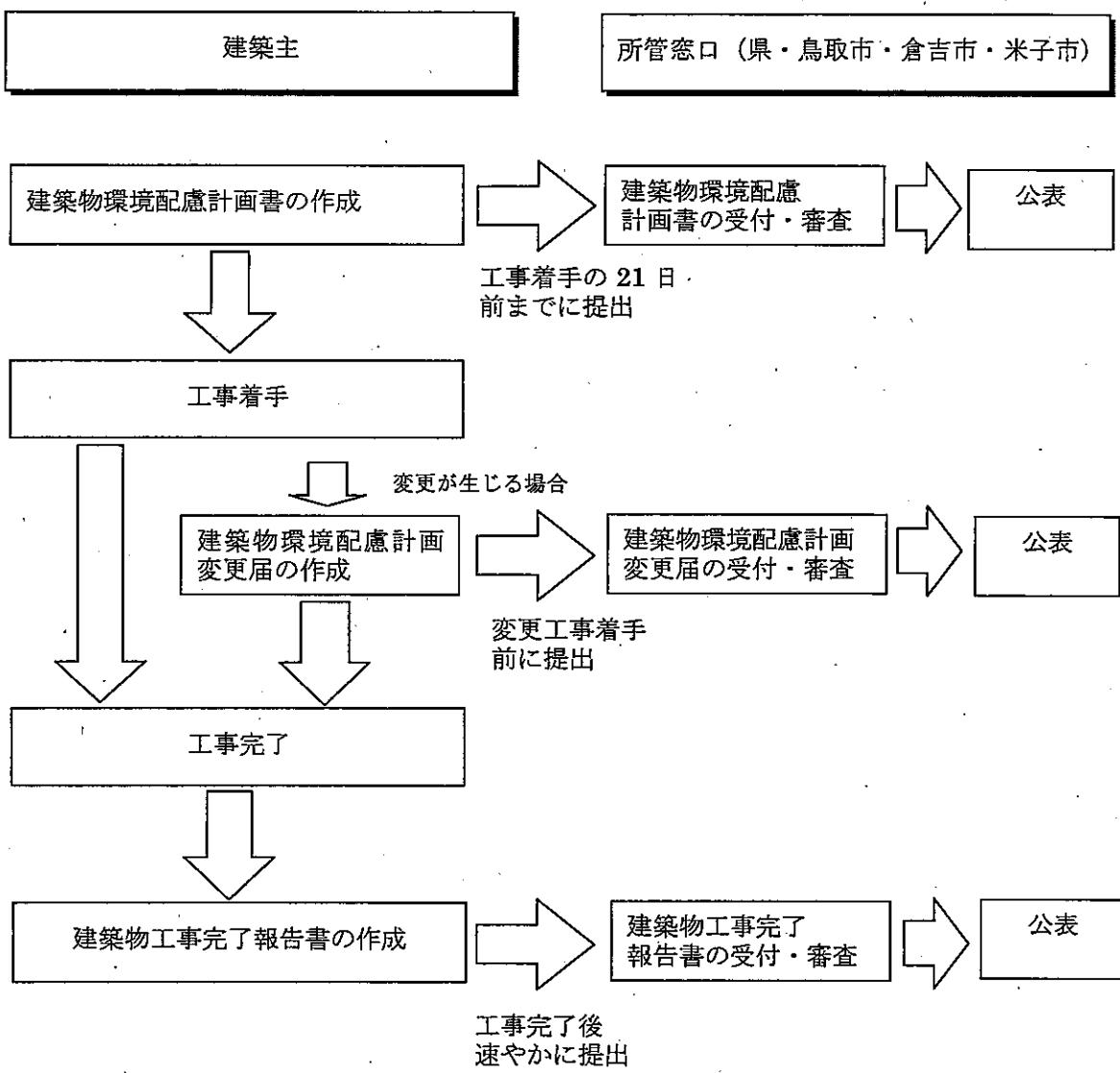
■建築物環境配慮計画書、環境配慮計画変更届出書、建築物工事完了報告書の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課ホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97239>

5 添付図書一覧

	添付図書	明示すべき事項
1	配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
2	付近見取図	方位、道路、目標となる地物
3	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
4	立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
5	断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
6	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
7	鳥取県建築物環境総合性能評価システム（「CASBEEとっとり」）による評価結果に係る図書及び電子データ（データCD） ①メインシート ②評価結果シート ③配慮事項記入シート ④スコアシート ⑤重点項目シート	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組みにおける評価結果
8	県産材产地証明書	建築物工事完了報告書にのみ添付
9	その他	評価レベル4以上の項目及び重点項目について、採点の根拠資料を求める場合があります。

6 手続きの流れ



7 計画書等の公表

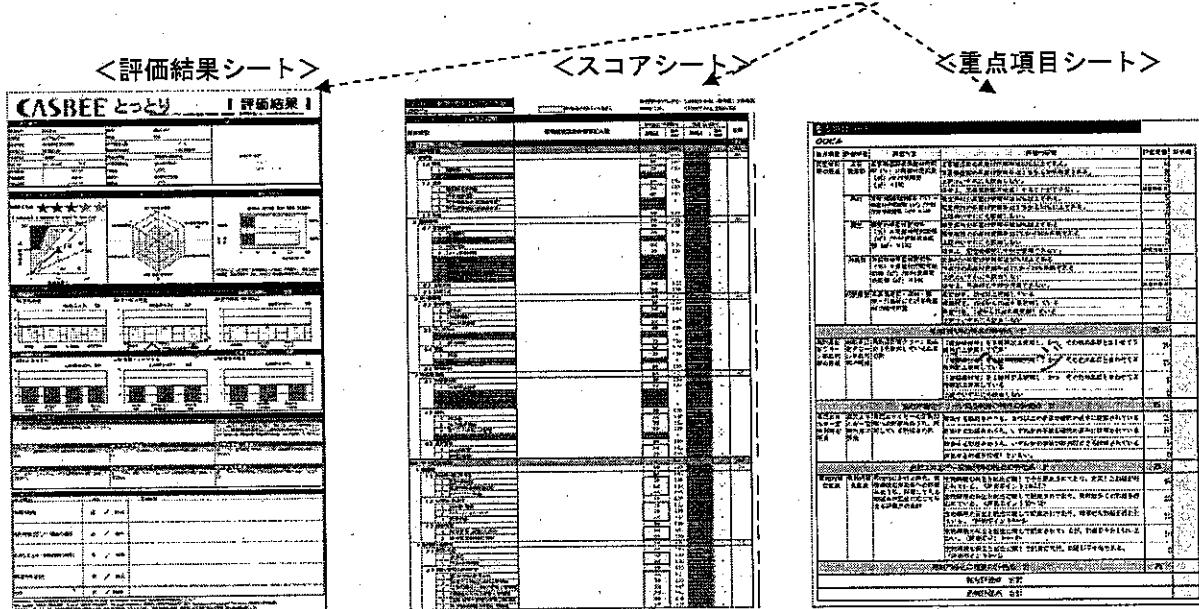
提出された建築物環境配慮計画書、建築物環境配慮計画変更届、建築物工事完了報告書のうち、次の内容をホームページで公表します。

<公表する内容>

- 建築物の名称、建設地
- 建築物の用途、延床面積、構造、階数
- CASBEE とつとり評価結果（評価結果シート、スコアシート、重点項目シート）
- 工事完了（予定）日

■ 環境配慮計画書の公表イメージ

No	建築物名稱	建設地	建物用途	延床面積 構造／階数	環境効率ランク 重点項目評価点	環境配慮事項	経過	工事完了日
1	OCマンション	鳥取市〇〇町	共同住宅	4,000 m ² RC造/4F	A 85/100	評価結果シート スコアシート 重点項目シート	工事完了	平成22年3月29日



8 指導

建築物環境配慮計画書の「CASBEEとっとり」による評価結果が次のいずれかに該当する場合は、温室効果ガスの排出の抑制等の措置の見直しや、その他必要な措置を講ずるよう指導する場合があります。

- 建築物の環境効率（B E E）ランクがB-、Cの場合
- 重点項目評価点の合計点が30点以下の場合

9 励告・公表

次の場合には、建築主に対して勧告し、その旨を公表することがあります。

- 建築主が建築物環境配慮計画書、建築物環境配慮計画変更届出書、建築物工事完了報告書を提出しない場合
- 温室効果ガスの排出の抑制等の措置の見直し、その他必要な措置を講ずるよう指導を受けたにも係らず、その指導に従わない場合

10 計画書等の記載例

■ 建築物環境配慮計画書の記載例

様式第6号（第17条関係）

○○年○○月○○日

建築物環境配慮計画書

○○○○ 様

住所 ○○市○○町○丁目○番地

届出者（建築主） 氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○ 団
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項の規定により次のとおり提出します。

1 建築主	氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○ 住所 ○○市○○町○丁目○番地
2 設計者	資格 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第○○○○○号 氏名 ○○○○設計事務所 ○○ (1級) 建築士事務所 (○○県) 登録第○○○号 事務所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名 ○○○○ (CASBEE建築評価員登録番号:○○○○)
4 連絡先担当者	氏名 ○○○○ 住所 ○○県○○市○○ CASBEE 建築評価員の資格をお持ちの場合には、登録番号を記入してください。
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 ○○ビル (2) 所在地 ○○市○○町○丁目○番地
6 建築物の概要 該当する工事種別及び用途区分の□に、印を記入してください。	(1) 工事種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 (2) 床面積 届出部分 (○, ○○○) m ² (3) 用途区分 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 (4) 構造 鉄筋コンクリート造 (5) 高さ及び階数 (○○) m 地上(○)階、地下(○)階 (6) 工事着工予定年月日 ○○年○○月○○日 (7) 工事完了予定年月日 ○○年○○月○○日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	建築物の温室効果ガス排出の抑制等のために取り組んだ主要な内容を記入してください。
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	B E E ランク A ランク 重点項目評価点 80点／100点
9 備考	CASBEEとつとり評価シートに記載してある、『B E E 値』と『重点項目における評価の合計点』を記入してください。

■ 建築物環境配慮計画変更届出書の記載例

様式第 7 号（第 17 条関係）

○○年○○月○○日

建築物環境配慮計画変更届出書

○○○○ 様

住所 ○○市○○町○丁目○番地

届出者（建築主） 氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○ 団
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第 19 条第 4 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○ 住所 ○○市○○町○丁目○番地
2 設計者	資格 (1 級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第○○○○○号 氏名 ○○○○設計事務所 ○○ (1 級) 建築士事務所 (○○県) 登録第○○○号 事務所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名 ○○○○ (CASBEE 建築評価員登録番号: ○○○○)
4 連絡先担当者	氏名 ○○○○ 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地 CASBEE 建築評価員の資格をお持ちの場合 は、登録番号を記入してください。
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 ○○ビル (2) 所在地 ○○市○○町○丁目○番地
6 建築物の概要	(1) 床面積 届出部分 (○, ○○○) m ² 床面積と高さ・階数について、変更 後のものを記入してください。 (2) 高さ及び階数 (○○) m 地上 (○○) 階、地下 (○○) 階 (3) 工事着工予定年月日 ○○○○ 年 ○○月 ○○日 (4) 工事完了予定年月日 ○○○○ 年 ○○月 ○○日
7 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	建築物の温室効果ガス排出の抑制等のために取り組んだ 主な内容を記入してください。
8 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	B E E ランク A ランク 重点項目評価点 80 点 / 100 点
9 建築物環境配慮計画書受付番号	第○○○○○○○○○○○号
10 変更概要	
11 備考	

■建築物工事完了報告書の記載例

様式第8号（第17条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

建築物工事完了報告書

〇〇〇〇様

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

届出者（建築主）氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 団
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築主	氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
2 設計者	資格 (1級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第〇〇〇〇〇〇号 氏名 〇〇〇〇設計事務所 〇〇 (1級) 建築士事務所 (〇〇県) 登録第〇〇〇〇号 事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
3 建築物環境配慮計画書作成者	氏名 〇〇〇〇 (CASBEE建築評価員登録番号: 〇〇〇〇)
4 連絡先担当者	氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇 CASBEE建築評価員の資格をお持ちの場合 は、登録番号を記入してください。
5 建築物の名称及び所在地	(1) 名称 〇〇ビル (2) 所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
6 建築物環境配慮計画書受付番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
7 建築物環境配慮計画変更届出書受付番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
8 工事完了年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
9 建築物における温室効果ガスの排出の抑制等のため建築物について行う措置	建築物の温室効果ガス排出の抑制等のために取り組んだ 主な内容を記入してください。
10 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果	B E E ランク A ランク 重点項目評価点 80点／100点
11 建築物環境配慮計画又は変更届出書に係る変更事項	□有 □無 変更概要 該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、変更した内容について記入してください。
12 備考	建築物環境配慮計画書又は変更届出書から変更があった場合は、その概要を記入してください。

1.1 届出様式・評価ソフト・評価マニュアル

届出様式、評価ソフト、評価マニュアルは、各所管窓口のほか、こちらのホームページからダウンロードできます。

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課ホームページ

● <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97239>

県内の市町村の温暖化防止に向けての取組状況

平成22年 3月16日
環境立県推進課

1 県内市町村の率先行動計画の状況

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編))

区分	計画名	策定年度	改定年度	目標年度及び目標CO2値		実績年度及び実績CO2値		主な取組
				年度	値(t)	年度	値(t)	
鳥取市	鳥取市地球温暖化対策実行計画	H13	H18	H22	3,987	H20	4,024	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・リサイクルの推進と廃棄物の減量化 ・グリーン購入の推進
米子市	環境にやさしい米子市役所率先実行計画	H13	H18	H21	3,119	H20	3,015	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい商品の利用促進 ・ごみの減量化、再利用、リサイクルの推進 ・省エネルギーを実践する行動の推進 ・建築物等の建設、維持管理においての環境への配慮 ・市職員の環境保全に対する意識向上
境港市	環境にやさしい市役所率先実行計画	H11	H16	H22	5,476	H20	5,330	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した物品等の調達 ・4Rの推進 ・省資源、省エネルギーの推進
八頭町	八頭町地球温暖化対策実行計画	H19		H24	1,379	H20	1,270	<ul style="list-style-type: none"> ・温度管理を適正に行う等電気使用量の削減 ・灯油、重油等の資料量の削減 ・紙の裏面利用等、紙の使用量削減 ・水の节水等の実行 ・紙のリサイクルの徹底
三朝町	三朝町地球温暖化防止計画	H19		H24	952	H18	981	<ul style="list-style-type: none"> ・購入使用に当たり環境負荷の少ない製品、原材料の選択 ・行政事務に当たり資源、エネルギー利用の節約 ・環境負荷低減のための廃棄物の減量化 ・環境負荷に削減に配慮した建築物等の整備、維持管理 ・時間外勤務の削減
北栄町	北栄町地球温暖化対策実行計画	H21		H26	1,454	H18	1,603	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入に関する取組 ・紙の使用量削減に関する取組 ・電気の使用量削減に関する取組 ・灯油、重油の使用に関する取組 ・ごみの減量化に関する取組
日吉津村	日吉津村地球温暖化対策実行計画	H17		H22	226	H20	215	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの導入 ・省資源、省エネルギーの推進 ・環境に配慮した物品等の調達
大山町	大山町地球温暖化対策実行計画	H20		H24	2,200	H20	2,266	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源、省エネルギーの推進 ・環境に配慮した物品等の購入 ・廃棄物の減量化
南部町	南部町温暖化防止実行計画	H20		H24	1,793	H18	1,907	<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の削減 ・庁舎等の燃料使用量削減 ・リサイクルの推進 ・環境に配慮した物品の調達 ・環境に配慮した契約の推進

・倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、伯耆町は合併後の新市町では未策定。

・岩美町、若桜町、智頭町、日南町、日野町、江府町は計画期間切れの後、未策定。

2 県内市町村別二酸化炭素排出量の試算について

- (1) 平成18(2006)年度の県全体の二酸化炭素排出量推計値を、市町村毎に入手可能であり、かつ二酸化炭素の排出量に影響があると思われる指標によって産業部門、運輸部門、民生家庭部門、民生業務部門ごとに按分し試算したもの。
- (2) 県全体の二酸化炭素排出量の推計値は、エネルギー一起源の二酸化炭素として電灯電力需要実績(中国電力株式会社)、都道府県別石油製品販売数量(石油連盟石油統計部会)、都市ガス販売量(鳥取ガス株式会社)及びLPガス都道府県別販売量(LPガス協会)を基礎データとして算定したもの。
- (3) 按分に用いた指標
- ① 産業部門：第1次及び第2次産業の市町村内総生産額
(「平成18年度市町村民経済計算」県企画部統計課資料)
 - ② 運輸部門：市町村別車種別車両数
(平成19年3月31日現在 中国運輸局鳥取運輸支局資料)
 - ③ 民生家庭部門：世帯数(「市町村別人口推計」県企画部統計課資料)
 - ④ 民生業務部門：第3次産業の市町村内総生産額
(「平成18年度市町村民経済計算」県企画部統計課資料)

(4) 平成18年度市町村別二酸化炭素排出量試算値

(単位：千t-CO₂、%)

区分	CO ₂ 排出試算値	構成比
鳥取県	4,358	100.0
鳥取市	1,618	37.1
米子市	1,106	25.4
倉吉市	378	8.7
境港市	255	5.8
岩美町	78	1.8
若桜町	26	0.6
智頭町	52	1.2
八頭町	95	2.2
三朝町	47	1.1
湯梨浜町	90	2.1
琴浦町	133	3.1
北栄町	95	2.2
日吉津村	22	0.5
大山町	131	3.0
南部町	66	1.5
伯耆町	75	1.7
日南町	37	0.9
日野町	27	0.6
江府町	25	0.6

(按分による四捨五入のため県数値と市町村合計が不一致)